

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、タクシー乗務員として就労していた。

請求人によれば、平成○年○月○日、国道○号線の追い越し車線をタクシーで走行中、走行車線を走っていた車が方向指示器を出さずに追い越し車線に入ってきたため、急ブレーキをかけたところ、タクシーがスリップして中央の壁に衝突し、負傷した（以下「本件事故」という。）という。

請求人は、同日、C病院に受診し「腰椎圧迫骨折」（以下「原傷病」という。）と診断された。その後、Dクリニック等複数の医療機関において療養を継続した結果、平成○年○月○日をもって治癒（症状固定）した。

請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第10級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、原傷病の治癒から約○年後、平成○年○月○日、E病院に受診し「腰椎すべり症、腰部脊柱管狭窄症」（以下「本件疾病」という。）と診断され加療された。

請求人は、本件疾病は原傷病が再発したものであるとして、監督署長に対し、

平成○年○月○日から平成○年○月○日までの間の療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件疾病は原傷病が再発したものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件疾病が原傷病の再発と認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

（略）

2 当審査会の判断

（1）請求人は、本件疾病は原傷病で労災と認定された同じ腰部に発症しており、原傷病が再発したものであり、かつ、骨密度が正常であったことから基礎疾患の影響によるものではない旨主張している。

そこで、決定書理由に説示する判断の要件に照らして、本件疾病が再発の要件を満たしているか否かについてみると、以下のとおりである。

（2）まず、本件疾病と原傷病との間に医学的因果関係が認められるかについて検討する。

ア F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、原傷病との医学的因果関係について「不詳」と述べている。

イ G医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「平成○年○月○日の腰椎MRI像では第3腰椎椎体は粉碎骨折状であり、第5腰椎椎体上方1／2も粉碎骨折状である。これ等の椎体の粉碎骨折は通常の圧迫骨折にみられる

前方椎体高が減少した楔状変形ではなく、請求人が糖尿病と透析を要する腎疾患に罹患しており、骨質に脆弱性を有していたことによるものと判断される。(中略)(本件疾病である)第4腰椎のすべり症は腰椎伸展位のミエログラフィーで不安定性が確認されているが、第3及び第5腰椎の椎体骨折による変形が骨質の脆弱性のため進行したことから前回の腰椎椎弓切除術の際に椎間関節が一部切除されていることが重なって不安定性を来したものと考えられる。この腰椎の変化は通常の腰椎圧迫骨折の経過とは異なっており、請求人の既存疾患が主要因であると判断される」と述べている。

ウ さらに、同医師は平成○年○月○日付け意見書において、C病院の平成○年○月○日の診療録によると、約○年前から糖尿病で加療され、高血糖の状態が持続しているので糖尿病による種々の合併疾患の存在や発症が考えられる旨、糖尿病は骨密度が低下していなくても骨質が劣化し、骨折を来しやすいと考えられている旨、さらに、腎機能が徐々に悪化し透析が行われるようになると骨からカルシウムが溶け出し、骨がもろくなると考えられている旨述べるとともに、「受傷時の椎体骨折の形状は骨質の脆弱性を示すものであり、腎不全による透析の施行と関わりなく高血糖状態の持続と生活習慣などにより、骨質の劣化が既存していたものと判断され、(中略)本件疾病が、本件災害による原傷病の再発であるとは認められない。」とも述べている。

エ 当審査会として、請求人の本件疾病の病状等一件記録を最新の医学的知見に照らして精査するも、上記イ及びウのG医師の意見は妥当なものと判断するところであり、本件疾病は請求人の基礎疾患である糖尿病等による骨質の劣化が更に進行したことにより腰椎が変形を来して発症したものとみるのが相当であって、当審査会としても本件疾病と原傷病との間に医学的相当因果関係は認められないと判断する。

(3) 以上のとおり、本件疾病は、原傷病との間に医学的相当因果関係が認められないことから、他の要件を検討するまでもなく、本件疾病は、再発の要件を満たさないものと当審査会は判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。